

．横断的制度改革等

1 市場化テストの速やかな本格的導入

【問題意識】

（1）市場化テストの内容及び意義

経済環境の変化の中で、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し「小さくて効率的な政府」を実現することは、国・地方を通じた我が国全体の喫緊の課題となっており、「民間にできることは民間に」の構造改革の具体化や、限られた財源の中で公共サービスの質の維持向上が求められている。これまで官が独占していた公共サービス全般について、その必要性や効率性を不断に見直すための手法として、市場化テスト（官民競争入札制度）がある。

市場化テストとは、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官と民が対等の立場で参加する競争入札を実施し、価格と質の両面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度であり、官の世界に競争原理を初めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方（官の独占）を改革するものである。

当会議としては、「小さくて効率的な政府」の実現のための重要な手段となる市場化テストの本格的導入に向け、法的枠組みを含めた制度の整備について審議を進めてきたところである。

本年9月27日に当会議が公表した提言『『小さくて効率的な政府』の実現に向けて』においては、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）の骨子案を示し、提言に則った法案化の作業を加速するよう、政府に要請したところである。

これに対し、同日に開催された経済財政諮問会議において、小泉内閣総理大臣から「できるだけ早く法案を整備して、来年の通常国会に出せるようにしてほしい」との指示があったところであり、政府が一丸となって、法案を早期に次期通常国会に提出し、平成18年度から市場化テストを本格的に実施していく必要がある。

なお、同制度は、積極的に財政改革を進めてきた多くの先進諸国（米・英・豪等）において、既に実施されているところであり、我が国でも制度の本格的導入に向けて、平成17年度から3分野8事業の「モデル事業」が試行的に実施されている。

これまで、PFI制度、指定管理者制度、構造改革特区制度等、官製市場の民間開放に関する横断的な取組も部分的に行われてきているが、各々の制度については、

様々な限界が指摘されている。これら既存制度の限界と「モデル事業」から明らかとなった経験を踏まえ、市場化テストを公共サービスの不断の革新を図るツールとして強力に実施していくべきである。

その一環として、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)に基づく市場化テストの本格的導入を、速やかに、かつ、幅広く実現していく観点から、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、各府省単位での実施目標と工程を明確にした行動計画を速やかに策定しその実績の評価を行っていくといった政府一丸となった取組を、積極的に進めていくべきである。

(参考)

P F I 制度

従来、官が行ってきた、公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)について、民間の資金やノウハウ等を活用してこれらを行う社会資本整備の手法として、平成11年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I 法)」(平成11年法律第117号)が制定された。以来、国の事業で28件、地方公共団体等を含めると217件が実施され、一定の効果をあげてきている。(平成17年11月末現在)

しかしながら、(ア)国や地方公共団体等の公的主体を「管理者」と位置づけた、いわゆる「公物管理法」に基づく道路、河川、空港、港湾、都市公園、下水道等については、P F I 法に基づく選定事業者であっても、公共施設等の管理運営等のうち行うことができない事務がある、(イ)国や地方公共団体によるP F I 選定事業者の選定手続や選定基準が、P F I 法の趣旨である民間の創意工夫が発揮できる制度とは必ずしもなっていない、等といった指摘がなされている。

指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により、同年9月から施行されている「指定管理者制度」とは、これまで地方公共団体の有する公の施設の管理・運営については、一定の要件を満たした第3セクター等にしか認められていなかったところであるが、平成14年度の総合規制改革会議の答申等を受け、「指定管理者」としての民間事業者一般にこれを容認したものである。

同制度については、(ア)地方公共団体の施設に限定されており、国等の施設は対象外となっている、(イ)公物管理法等との法的整理が行われていないため、全ての地方公共団体の公の施設について管理・運営を行うことができるわけではない、等といった指摘がなされている。

構造改革特区制度

構造改革特区制度は、各地域の特性に応じた規制の特例措置を講じ、構造改革の推進や地域の活性化を図る制度である。平成14年に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）が制定され、以来、709件の特区計画が実現（特区の特例措置の全国展開に伴い、現在の特区計画の認定総数は498件）している。（平成17年11月現在）同制度については、短期間で規制改革が実現する、民間の提案による規制改革が実現できる等といった効果が指摘される一方、（ア）当面の間はあくまで地域における特例措置に止まる、（イ）民間は、地方公共団体に対し、特区計画の案の作成についての提案は可能であるが、認定申請は、地方公共団体のみで、民間が直接行うことはできない、等といった指摘がなされている。

（２）市場化テストの本格的導入に向けたこれまでの政府における取組

市場化テストの本格導入に向け、これまで以下のとおり検討が進められ、閣議決定等がなされてきている。

時期	発表事項
H17.9.27	<p>『『小さくて効率的な政府』の実現に向けて』（規制改革・民間開放推進会議）公共サービス効率化法（市場化テスト法）案の骨子等 『「市場化テスト」の平成18年度からの本格的導入に向け、速やかに制度の整備を図る必要がある。 このため、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）を踏まえ、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を平成17年度中に策定し、国会に提出すべきである。 上記を踏まえ、「市場化テスト」の本格的導入を実現する制度の基本的枠組みは、以下の方針で作成すべきである。 以下を主な内容とする、「市場化テスト」を推進するための一本の法律の制定を図るべきである。 ア 基本的構成・目的等に関する事項 イ 「基本方針」に関する事項 ウ 官民競争入札の実施に関する事項 エ 規制の特例措置に関する事項 オ 「第三者機関」に関する事項 カ その他 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の制定後も、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、「基本方針」の改定を行うとともに、必要な法令等の改正を行う。』</p>
H17.6.21	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（閣議決定）</p>

	<p>『公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。</p> <p>そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出すべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。</p> <p>競争条件の均一化等を図るため、中立的な第三者機関により、対象となる官業の徹底した情報開示や実施プロセスの監視等を行う。</p> <p>地方公共団体における導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等、所要の措置を講じる。</p> <p>独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、導入を適切に進める。』</p>
H17.3.25	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(閣議決定)</p> <p>『構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、下記1に示す「市場化テストに関するガイドライン」を踏まえつつ、「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討する。</p> <p>また、下記2に示すモデル事業を、平成17年において試行的に実施する。</p> <p>なお、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて民間からの提案を募集した結果、75の主体から119の提案が寄せられた。その際提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。</p> <p>1 「市場化テスト」に関するガイドライン</p> <p>(1) 「市場化テスト」の内容及び意義(略)</p> <p>(2) 「市場化テスト」の本格的導入に向けた基本方針</p> <p>国の事業についての先行実施 民間提案等に基づく幅広い対象事業 法的枠組みを含めた制度の検討 官業に関する情報開示 競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備</p> <p>(3) 「市場化テスト」の実施プロセス及び留意点</p> <p>対象事業の決定 官民競争入札の実施に向けた方針の決定・公表等 官民競争入札の実施、結果評価・落札者の決定 契約の締結、事業の開始等 継続的なモニタリング 公務員等の処遇等</p> <p>(4) 「市場化テスト」のモデル事業(平成17年度における試行的導入)について(略)</p>

	<p>2 平成17年度に試行的に導入するモデル事業 (1) ハローワーク(公共職業安定所)関連(4事業) (2) 社会保険庁関連(3事業) (3) 行刑施設関連(1事業)』</p>
H16.12.24	<p>「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申 - 官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」 - 」(規制改革・民間開放推進会議)</p> <p>『(略)~、官から民への事業移管を加速化するための横断的な手法として、市場化テストを適切に導入し、平成18年度から本格的に実施していく必要がある。』と提言。 (「市場化テスト」に関するガイドライン)及び平成17年度に実施する「モデル事業」等については、上記「3か年計画(改定)」で閣議決定。)</p>
H16.10.18 ~ H16.11.17	<p>「市場化テスト(官民競争入札制度)に関する民間提案の募集について」(規制改革・民間開放推進会議)</p> <p>平成17年度に実施する「モデル事業」の対象事業について、民間事業者等から提案を募集。 (75主体から119の提案提出がなされた。)</p>
H16.8.3	<p>「中間とりまとめ - 官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」 - 」(規制改革・民間開放推進会議)</p> <p>「市場化テスト」の導入に向けた基本方針、実施プロセス、検討スケジュール等について提言。(上記「3か年計画(改定)」として結実)</p>
H16.6.4	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(閣議決定)</p> <p>『官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定など、民間開放推進のための制度を早急に導入するため、平成16年度中に制度設計を行うとともに、平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める。』</p>
H16.3.19	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(閣議決定)</p> <p>『「市場化テスト(Market Testing)」とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、英、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施されている。我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点にも留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究を行う。』</p>
H15.12.22	<p>「規制改革の推進に関する第3次答申」(総合規制改革会議)</p> <p>『「市場化テスト(Market Testing)」とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、英、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施されている。我が国</p>

	<p>においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点にも留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究を行うべきである。』と提言。</p>
--	---

(1) 「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の次期通常国会への提出

【具体的施策】

「民間にできることは民間に」を具体化し、「小さくて効率的な政府」を実現するため、市場化テストの本格的導入は喫緊の課題である。

このため、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を次期通常国会に早期に提出すべきである。

(2) 「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

【具体的施策】

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の次期通常国会への提出、市場化テストの速やかな本格的導入に向けて、以下のとおり所要の措置を講じる。

なお、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の成立までの間においては、同法に基づき設置される「第三者機関」(「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)参照)の必要な機能は、当会議が実施する。

また、これまでに提出された民間提案のうち、以下に掲げられている業務以外についても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、引き続き、市場化テストの本格的導入の対象とすることにつき検討を行う必要がある。

社会保険庁関連業務

【問題意識】

国民年金の収納率の向上が当面の大きな課題となっており、そのために民間事業者の積極的な活用が進められている。他方で、国民年金の時効が2年間で成立するとい

う現行制度の下では、毎年、巨額の国の債権が失われている。この背景には、現行の国民年金法が、保険料を納付しなければ将来の保険給付を受けられないという対価性の原則から、必ず督促しなければならない租税とは異なり、保険料の滞納者に対して社会保険庁が「督促することができる」規定となっていることがある。

しかし、国民年金法が制定された当時とは状況が異なり、今後の人口減少社会では、多くの高齢者を減少する現役世代が支えなければならないという世代間扶養の視点や、保険料を支払わず、無年金者となった者が生活保護給付の対象となれば、行政コストがより高くなること、等が指摘されている。

このため、国の債権が失われぬよう、時効の中断についても速やかに行う措置を講ずることが必要とされる。

具体的には、未納者に対して、強制徴収に至る手続きの一環としての最終催告状の発行を迅速化すること、法定免除・申請免除の在り方を再検討すること、時効の中断を目的とした督促の措置を講じること等、今後の国民年金制度の基本的な考え方を再構築していくことが必要と考える。

【具体的施策】

社会保険庁は、国民年金、厚生年金保険等の適用（加入、保険料減免等）徴収、年金相談、給付、情報管理等を行う等、社会保険運営の根幹に関わる重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、保険料徴収、事務・事業における効率化等に十分なインセンティブが働かず、近年国民年金保険料の納付率が低迷しており、平成 16 年度においては、63.6%となっている。また、厚生年金等の未適用事業所数については、実態把握がされていなかった。その上、効率的な人員の再配置がなされていない運営実態や、窓口サービスの低下、安易な保険料の使用、不祥事等、数々の問題が起こっている。

一方、今後、更なる少子高齢化の進展が見込まれる中で、財政状況も更に厳しくなることが予想されている。国民の社会保険制度の持続性に対する不安感が高まっており、加えて、その実務を担う社会保険庁に対する不信も増大している。

このような中で、国民年金を中心に徴収率を短期的に向上させ、国民の社会保険に対する不公平感を払拭するとともに、コスト効率よく適正なサービスの提供を行うことが急務である。

それには、上記のような多大な課題を抱える社会保険事業を、民間を活用することで、適正かつ透明で効率的な運営へスピード感をもって変革する必要がある、社会保険庁の在り方やその業務について抜本的な見直しが不可欠である。

政府においても、社会保険庁の業務・組織の両面について全般的な改革が進められ

ている中、国民年金保険料の収納率についても平成 17 年 10 月現在、前年前月比 1.0% の改善がみられたところである。他方、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」が本年 9 月にとりまとめた「業務改革プログラム」においては、新組織発足時における業務改革の到達目標として「国民年金保険料収納率 80%」を目指した取組を推進することが示されている。

これらを目指した取組を推進するためには、社会保険庁改革の一環として、市場化テストの速やかな本格的導入を図るべきである。

したがって、以下について早急を実施すべきである。

なお、市場化テストの本格的導入に当たっては、民間事業者が入札に参加する上で必要十分な情報開示を行う観点から、いわゆるデュエリジェンス（定量的・定性的な情報開示、現場の開示、質問への返答など）を可能とするものとし、下記ア及びイに記載する各事業においても、その趣旨を踏まえ、こうした情報開示を徹底すべきである。

ア 国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

（ア）国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

社会保険庁改革の一環として、民間の創意工夫の活用等により国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を図るため、国民年金保険料の収納事業に関し、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを実施し、平成 19 年度に速やかに落札者による国民年金保険料収納事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、複数年度（3 年程度以上）にわたる契約期間を対象とする。また、当該市場化テストに基づき受託した民間事業者がその業務を円滑かつ効率的に遂行し収納率を向上させる観点から、受託事業者が社会保険庁長官に対し、納付を拒絶した被保険者につき要請を行った場合には、社会保険庁長官は、収納の費用対効果を勘案する客観的かつ合理的な要件の下に、速やかに、最終催告状の発出以降の強制徴収の手続に移行するよう措置する。

市場化テストは、官自身が直接実施する業務プロセスについても見直しの契機となることを認識し、上記市場化テストに基づく事業の実施状況を見つつ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を市場化テストの本格的導入又は民間開放の対象とする。その際、免除対象者の発見に努めつつ、

督促状の発出による時効の中断を始めとする強制徴収手続を迅速かつ厳正に行うものとし、市場化テストの対象とする国民年金保険料収納事業について、民間の創意工夫の活用等により、国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を一層推進する観点から、事業の実施状況も踏まえつつ、その充実につき更に検討する。

(イ)「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)における特例規定の整備

国民年金保険料収納事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金法(昭和34年法律第141号)等に係る所要の特例規定を「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)において整備する。

イ 来年度における市場化テスト事業の拡大等

(ア) 国民年金保険料収納事業の対象箇所数の拡大

本年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、来年度は、35箇所に拡大する。

(イ) 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業の対象箇所数の拡大

本年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、来年度は、104箇所に拡大する。

本件事業の成果を生かし、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、段階的に全国の社会保険事務所における本件事業について市場化テスト・民間開放を実施する。

(ウ) 年金電話相談センター事業

本年度、2箇所の年金電話相談センターで実施している本件事業について、来年度も継続して実施する。

将来的には、国民・被保険者にとって望ましい総合コールセンター等を整備することとし、その上で、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、市場化テスト・民間開放を実施する。

ハローワーク関連業務

【問題意識】

ハローワーク（公共職業安定所）は、無料職業紹介事業、雇用保険関連事業等を実施する国の機関であり、全国の職員数は約23,000人（うち半数が非正規職員）、うち約14,000人の職員（うち非正規職員は約8,000人）が職業紹介に関わる業務に従事している。

近年、中高齢ホワイトカラーや若年失業者の増加等、失業者の質が多様化するなかで、ハローワークにおいても、当会議及び経済財政諮問会議における議論や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）を踏まえ、民間のノウハウを効率的・効果的に活用するための取組が強化されているが、ハローワークによる求職・求人のマッチングは、必ずしも効果的に実施されていないとの指摘もある。

多くのハローワークでは、民間出身で任用期間の短い非常勤職員が、個別相談等の業務や求人企業の開拓業務に従事しており、その数は既に常勤の公務員に匹敵する水準に達している。しかし、このような非常勤職員も含めた現行の職業紹介の仕組みが、どれだけ効率的な職業紹介に結びついているのか、そのためにかけられた費用の全体像など、多くの情報が十分には開示されていない。

また、職業紹介については、教育・訓練事業と一体的に実施することが効果的であるが、民間とは異なり、国の行う公共職業訓練事業はハローワークから独立した事業であり、両者の連携をより緊密にし、実効をあげる必要がある。

他方、本年度に実施されたハローワーク関連の市場化テストの「モデル事業」には、延べ74の民間事業者が入札に参加したが、例えば「キャリア交流プラザ」事業についてみると、従来の官直営の「キャリア交流プラザ」における就職率55%（平均値）を超えるサービスの水準を確保することを前提に、これまでの官直営の事業に要したコスト（直接経費のみ（厚生労働省発表））に比較して、30%を超えるコスト削減となる金額で落札された例もあるなど、一定の成果を得たと言える。

民間の有料職業紹介事業者の多くは、求人企業が費用を負担する形で、求職者からは原則として手数料を徴収せずに、マッチングサービスを提供しており、その意味では、官民のいずれがサービスを供給する主体であっても、その事業が求職者にとっては無料の職業紹介事業であることに違いはなく、両者の相違点は、職業紹介費用の負担者が国であるか企業であるかの違いに過ぎないものとなっている。

なお、ハローワークの市場化テスト・民間開放については、ILO88号条約との関係が問題となるが、この点に関して、厚生労働省は「ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となる」との主張を行っている。

しかし、既に、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）」（平

成 17 年 3 月 23 日)において指摘したとおり、上記条約は、国際的に職業紹介の国家独占政策が採用されていた 1948 年に採択されたものであり、その後の職業紹介に関する考え方の変化(民間職業紹介事業の役割が積極的に評価されるようになったことや、官民の職業紹介事業の協力が必要であることの認識が高まったこと等)等を踏まえると、同条約については、労働者の保護という I L O の究極の目的を踏まえた解釈を行うべきである。

こうした観点に立つと、民間職業紹介事業が発達し、極めて大きな役割を果たすに至っている我が国においては、民間事業者の能力を職業安定のためのセーフティネットの構築に積極的に活用することこそ、条約の趣旨に沿うものと考えられる。

この点に関連して、I L O 88 号条約第 1 条第 2 項では、「職業安定組織の本来任務は、必要な場合には、他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記されていることにも留意しなければならない。

また、同条約によれば、国の指揮監督の下にある全国的体系の職業安定機関は、「各地理的区域について十分な数であって使用者及び労働者にとって便利な位置」(第 3 条)にあればよいのであって、具体的にこうした職業安定機関がどの程度の数、どのような位置関係において設置されなければならないかについては、上記規定の範囲で社会経済情勢の変化や通信・交通等の技術の進化を踏まえつつ、各国の裁量に委ねられているとも言うことができる。

以上のような考え方を踏まえ、ハローワークの在り方については、上記の I L O 88 号条約との整合性を検討しつつ、既存の概念・枠組みにとらわれることなく、ハローワーク関連事業に関する更なる市場化テストの実施を始めとした一層の民間開放を進めるため、不断の見直しを進めていくことが必要不可欠である。

【具体的施策】

ア 「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

(ア)「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入

「人材銀行」は、ハローワークの無料職業紹介事業を補完するため、公務員が管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービスを行うハローワークの機関であり、全国に 12 箇所設置されている。

このうち、東京を含む 3 箇所について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成

18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「人材銀行」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3年程度にわたる契約期間を対象とする。

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「人材銀行」事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。

(イ)「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入

「キャリア交流プラザ」は、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施するハローワークの組織であり、全国に15箇所設置されている。

このうち、8箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設の運営を対象とした市場化テストを本格的に導入する。

このため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「キャリア交流プラザ」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3年程度にわたる契約期間を対象とする。

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。

(ウ)「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

各ハローワークの求職動向を踏まえた「求人開拓」事業（5地域）について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「求人開拓」事業が実施されるよう措置する。

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「求人開拓」事業と比較

しつつ、雇用失業情勢に応じ市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。

(エ)「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)における特例規定の整備

「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法(昭和22年法律第141号)に係る所要の特例規定を「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)において整備する。

イ 来年度における市場化テスト事業の実施

(ア)「キャリア交流プラザ」事業

本年度、5箇所で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。

(イ)「若年版キャリア交流プラザ」事業

本年度、1箇所で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。

(ウ)「求人開拓」事業

本年度、3地域で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。

統計調査関連業務

【具体的施策】

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の

主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進めることとする。

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。

行刑施設関連業務

【具体的施策】

現在、全国には59箇所の刑務所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。

このため、刑務所機能の維持向上を図りつつ、より効率的に業務を行うことができるよう、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、一定の業務について

民間開放が進められてきたところである。

本年度には、2箇所(宮城刑務所、福島刑務所)の刑務所で市場化テストのモデル事業が実施されており、また、PFI制度及び構造改革特区制度を用い、民間活力を活用した刑務所の整備等も進められているところである。

民間事業者の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、本年度実施している市場化テストのモデル事業(宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務支所における庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、窓口受付等の施設の警備や受刑者の処遇に関わる補助事務)の結果を踏まえつつ、平成18年度において、これらの事業を継続して実施する。

また、PFI制度及び構造改革特区制度を用いた先駆的取組である「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」等の実施状況を勘案しつつ、民間開放の対象の拡大等を更に検討し推進する。

地方公共団体が実施する業務

【具体的施策】

国における行財政改革の必要性が叫ばれる中、地方公共団体においても行政サービスの更なる効率化や、地方財政の改善の必要性が強く指摘されている。特に、平成19年度をピークとして、いわゆる団塊の世代に属する職員が大量に退職していくことに伴い、現行の行政サービスの水準を維持向上しつつ、財政負担を軽減していく必要性が高まるものと予測されることから、今後、こうした行政サービスの質の維持向上や効率化をいかにして果たしていくかが喫緊の課題となっている。

いわゆる、「三位一体改革」の進展によって、地方公共団体の自立性が高められていくことに伴い、意識の高い地方公共団体がこれまで以上に各業務の内容を精査し、そのサービス水準の質を維持向上させるとともに、その効率化を図っていく観点から、市場化テストを始めとする各種手法を用いて、民間開放を積極的に進めていくことが予測される。

こうした地方公共団体の動きを支援するため、「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」においても、「先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施する場合に必要な規制の特例措置についても、所要の措置を講じる」旨、明らかにしているところであり、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においても同趣旨の内容が盛り込まれているところである。

これらを踏まえ、今後、地方公共団体が市場化テストを含む民間開放に積極的に取り組むことができるよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)に現行法に関する特例措置を整備する等、必要な環境整備を講じていく。

地方公共団体の窓口業務(地方公共団体がその本庁、出先事務所その他の場所において、住民票の写しその他の公的証明書の交付に関する申請等の受付・受理やこれら文書の交付・引渡等を行う業務をいう。)については、補助的な業務を除き、基本的に地方公共団体の職員によって実施されている。このため、住民の利便性を高めるための取組(窓口業務の対応時間の延長や休日対応など)を実施するためには、常勤職員のローテーション勤務や非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ないことなど、住民サービスの質の向上やコストの効率化の観点から、限界があるとの指摘がある。

こうした現状を踏まえ、窓口業務の住民にとっての利便性の向上とコストの効率化等を実現するため、下記の業務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)において整備する。その際、個人情報の保護にも十分に配慮した仕組みとする。

ア 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し

イ 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

ウ 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

エ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

オ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し

カ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

上記以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務があるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じることとする。

独立行政法人関連業務

【具体的施策】

独立行政法人関連業務について、以下のとおり所要の措置を講ずる。

また、独立行政法人関連業務については、以下に掲げられている法人・業務以外についても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)を踏まえた独立行政法人の金融業務の見直しを含め、速やかに検討を行うとともに、公共サービスの効率化・質

の維持向上を実現する観点から市場化テストを活用することにつき、速やかに検討を行う必要がある。

ア 科学技術振興機構

【具体的施策】

独立行政法人科学技術振興機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的としている。

同機構が運営している「日本科学未来館」については、同機構は、自らが行っている基礎研究の成果や、科学技術基本計画に基づく重点4分野の研究成果等に関連する事業を企画立案し、これを実施することによって、科学技術と社会とのコミュニケーションの活性化を目指した情報発信などを行っており、非常に有意義な事業である。これは、館長がイニシアチブを発揮する環境があつてこそ可能となる。しかし、その業務の実施にあたっては、特殊法人等整理合理化計画等でも民間委託の拡大等を通じた更なる経営効率化についての指摘がなされているところである。

したがって、当該施設には多額の公費が投入されているが、これがどのような政策的な効果をあげているかどうかについて、定性的な評価に加え定量的に測定する方法についての検討を行う。また、今後も引き続き市場化テストの可能性についての検討、民間委託の拡大に努めるとともに、競争入札の導入等により、業務をより効率的に事業を推進していくべきである。

なお、同機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部（新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等）を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。

したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組み

の構築を図るべきである。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲をさらに広げていくべきである。

科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識（研究業績等）や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をすべきである。

いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとすべきである。

併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築すべきである。

また、科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行うべきである。

イ 日本学生支援機構

【具体的施策】

当該法人は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などが統合され、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成16年4月に設立された独立行政法人である。

当該法人が実施している奨学金業務については、政策金融機関類似の業務であり、平成18年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）を踏まえ、市場化テストを活用することも含め、独立行政法人の融資業務の見直しの検討を行う。

また、奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げることも検討しつつ、より効率的・効果

的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。

さらに、留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図るべきである。

上記について、検討し、平成 18 年度中に結論を得る。

ウ 雇用・能力開発機構

【具体的施策】

(ア)「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入

「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)について、本年度実施中の事業を来年度も継続して実施するとともに、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した 12 コースのうち、6 コースについて、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置する。

(イ)「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入

「私のしごと館」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種(「私のしごと館」が自ら実施している職種)の 5 職種に関する体験事業について、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による体験事業が実施できるように措置する。

(ウ)雇用促進住宅の速やかな処理

雇用促進住宅については、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、必要に応じて民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止すべきである。雇用促進住宅については、当初、移転就職者用の宿舍として整備されたが、その後、「職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認める者」に対象を拡大して全国で整備が推進され、現在では、移転

就職者は約2割にとどまり、実態は公営住宅法にいう「住宅に困窮する低額所得者」に該当しない世帯も入居している状況にある。

また、国家公務員や地方公務員など制度の本来の趣旨に合わない者にまで市場家賃と比べて格安での入居を認めてきたという実態がある。

このように、雇用促進住宅については、当初の設置趣旨から大幅に変更されるとともに、制度の趣旨から疑問のある運用もあり、また、内閣の意思として閣議決定された平成13年の特殊法人等整理合理化計画において、明確に「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する」と明記されているにもかかわらず、現時点において具体的な処分計画等は示されておらず、これまでの対応には不十分なものがある。

したがって、雇用促進住宅の事業廃止までに、30年をかけるという考え方は撤回した上で、以下につき、18年度中に検討し、結論を得るべきである。

現在、雇用促進住宅については、老朽化し、又は機能的に陳腐化しているものもあり、これらの建物の資産価値は極めて低く、賃貸による運用によって適切な収入を確保することは困難な場合もある。このため、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながらできるだけ早期に譲渡・廃止する。具体的には、従来の地方公共団体等への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際には、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体に協力を求め、当該団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外の入居者については、他の同等の所得の世帯の多くが民間賃貸住宅に市場家賃で入居していることとの衡平を勘案すれば、これまでに一定の受益をしてきており、民間普通借家における正当事由制度や、それを前提とする立退き料の考え方以外の考え方がありうることから、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。

また、土地の最有効使用に資する築年次の新しい住宅については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、例えば、建物を引き続き使用することを前提として、現在の普通借家関係を解消する等により、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等により売却する。

いずれにせよ、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、譲渡・廃止の完了までの間の総収益の最大化を図りつつ、閣議決定に従い現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止すべきである。

併せて、国家公務員、地方公務員の入居については、雇用促進住宅の設置の

本来の趣旨に合わないことから、入居停止等の適切な対応を図る。

加えて、現在、雇用促進住宅の管理・運営については、財団法人への委託が行われているが、当該財団法人への委託により、真に効率化が図られているかどうかについては、疑問が残るところであり、雇用促進住宅の事業廃止までの間の当該業務の委託については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、競争入札を導入することも含め検討し、真の効率化を図る。

エ 中小企業基盤整備機構

【具体的施策】

独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織である中小企業大学校では、中小企業の経営基盤を確保するため、中小企業の経営者・従業員等に対する各種研修事業を広く実施している。

同大学校では、施設管理や研修事業の運営について、民間委託を進めてきているものの、企画部門等を含めた包括的な民間開放の実施には至っていない。しかしながら、事業をより包括的に民間に開放することにより、民間事業者の創意工夫を通じ、コストの削減を図りつつ、真にユーザーのニーズに応えられよう、事業の質の維持向上を図ることが期待できるとともに、中期計画で求められている同機構のサービス向上に向けた経営資源配分の最適化に資する。

こうした観点から、来年度において、1箇所の大学校（分校）につき市場化テストを実施する。

さらに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。

オ 航海訓練所

【問題意識】

過去20年の間、外航海運における日本人船員の割合が大幅に低下する一方、日本人船員の果たすべき機能は、従来の船舶の運航要員であることのみにとどまらず、外国人船員や外国人を含む船舶管理要員及びその組織の管理等へと大きく変貌しつつあり、また、その求められる資質・能力に関して、マネジメント能

力やIT技術が不可欠となるなど、その環境は大いに変化している。

こうした中、航海訓練所の現状は、その修了者を受け入れるユーザー側のニーズとは大きく乖離しており、現実の厳しい実状を踏まえて、その規模・組織・実習訓練のあり方を抜本的に見直すことは、喫緊の課題である。

多額の公費を投入している事業について、その効率化を図るため、不断の見直しを行うことは、行政としての責務であり、他の教育機関との役割分担を明確にしつつ、民間のノウハウを最大限活用しながら、航海訓練所のあり方を早期に見直すべきである。

【具体的施策】

関係者で行われるニーズに合致した船員教育の在り方を検討する一環として、航海訓練所の業務について、当会議との密接な連携の下、市場化テストを含めた民間開放の実施に向けて積極的な検討を行い、平成18年度中を目途に結論を得る。

力 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【問題意識】

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、旧の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合され、平成15年10月に設立された独立行政法人である。当該法人の業務は、鉄道建設・保有業務、鉄道助成業務、船舶共有建造業務、高度船舶技術業務、基礎的研究等業務及び特例として認められている国鉄清算業務など多岐にわたっており、また、それぞれの業務が複雑に関連しあった個別の勘定により運営されている。

当該機構の予算規模は巨額であり、しかも巨額の施設及び債権を抱えている。また、その業務内容は国の社会的インフラを支える重要なものである。しかし、政府による金融活動の改革及び政府の債権債務の大幅削減が求められていること、鉄道ネットワークはほぼ概成し、これまでのような大幅な鉄道需要の増加は見込めない状況にあること、さらに内航海運が厳しい局面にあること等を踏まえれば、同機構の機能及び業務の在り方を抜本的に見直すことが、重要になってきている。

【具体的施策】

今後、「民間にできることは民間に」という視点を基本としつつ、当該機構のす

すべての業務内容を精査し、その機能及び業務の在り方について、平成 18 年から議論を重ねるべきである。